

平成28年第1回教育委員会

臨時会議事録

平成28年1月26日

東久留米市教育委員会

平成28年第1回教育委員会臨時会

平成28年1月26日午前11時00分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (5) 議案第4号 東久留米市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(6) 議案第5号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について
(7) 議案第7号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
(8) 諸報告2
②「平成27年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』」結果(各学校分)について
③平成28年「成人の日のつどい」について(報告)
④その他

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時00分)

- 直原教育長 これから平成28年第1回教育委員会臨時会を開会します。本日は委員全員出席です。日程により会議を進めます。なお、本日は冒頭の諸報告において、平成28年度の教育費に関する当初予算(原案)について説明いただくために、企画経営室長と財政課長においていただいています。よろしくお祈いします。

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 議事録の署名です。本日の議事録の署名は細川委員にお願いしします。
○細川委員 はい。

◎議案の取り扱いと会議の進め方

- 直原教育長 次に、議案の取り扱いと会議の進め方について説明をお願いします。
○遠藤教育総務課長 最初に議案の取り扱いについてです。諸報告の「平成28年度の教育費に関する当初予算(原案)について」は、本日、非公開で市長部局に説明していただくため、関連する議案第6号は本日の教育委員会では取り下げ、次回の教育委員会に改めて付議したいと考えています。そして、「議案第8号 東久留米市教育委員会生徒表彰」を追加させていただきます。続いて進め方です。諸報告の「①平成28年度の教育費に関する当初予算」は原案の段階であるため非公開で報告し、「議案第2号 東久留米市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」「議案第3号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」及び「議案第8号 東久留米市教育委員会生徒表彰について」はいずれも人事案件であるため、非公開の審議としたいと考えています。

なお、先に非公開の報告及び審議を行います。また、議案の取り下げや追加があるので、議案番号順どりの日程ではないことをご了承願います。

- 直原教育長 お諮りしします。議案第6号については当初予算の報告事項の取り扱いとの関係から取り下げさせていただくこと、議案第8号を追加したいこと。議案第2号、議案第3号及び議案第8号についてはいずれも人事案件であるため非公開で審議を行いたいこと。非公開の報告及び議案審議を先に行いたいとの説明がありました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいません。
○直原教育長 途中で傍聴の方がいらっしゃいましたら、非公開の審議終了後にお入りいただくことにします。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

(傍聴者入室)

傍聴の方には大変お持たせしました。非公開の議案を審議していたためお待ちいただきまし

た。なお、本日審議を予定していましたが「議案第6号 東久留米市教育振興基本計画〔改定版〕（平成27年11月）平成28年度事業計画」については取り下げ、次回以降の教育委員会で改めて付議させていただくことになりましたので、ご了承を願います。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 「議案第4号 東久留米市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第4号 東久留米市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。平成28年1月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、文化財の定義並びに旧跡の指定及び解除方法等について規定を整備する必要がある。詳しくは担当課長から説明します。

○市澤生涯学習課長 「議案第4号 東久留米市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、改正の目的から説明します。3点あります。1点目が東久留米市文化財保護条例の改正については、平成26年度に「武蔵野鉄道引き込み線跡」及び「北多摩陸軍通信所跡」の2件の戦争遺跡を市の旧跡に指定する審議の際、市の文化財保護条例には、旧跡の指定に当たってはその指定範囲の土地所有者の同意が必要（第4条第2項）であり、また「現状を変更する場合は教育委員会の許可が必要である」（第14条）という準用規定がある、と文化財保護審議会委員から指摘がありました。旧跡の指定は記憶遺産としての意味合いが強いこと、原形が著しく損なわれていてその旧跡の範囲を正確に特定できないこと、現に原形が著しく損なわれているため土地所有者に現状維持等を求める必要がないこと等から、旧跡については、指定に当たっての土地所有者の同意や現状変更の許可などの対象から外すこととしました。2点目が文化財の定義部分に、長年調査してきた結果、東久留米市に存在しないものが含まれているためその削除・整理を行うこととしました。3点目が、その他、軽易な文言の整理も併せて行うこととしました。

改正内容について説明します。1点目ですが、旧跡の指定基準は「歴史の正しい理解のため重要な遺跡で、正しく著しく原形が損なわれているもの、又はその遺構が完全に消滅しているもの」（指定基準第6市指定旧跡）となっており、記憶遺産としての意味合いが強い。原形が損なわれ既に現状が変更されていることから、現状変更に関する規定は実態にそぐわないものであり、また、その範囲も正確に特定できるものではないことから現在の所有者を特定することは困難であり、さらに所有者も多数に上るため、文化財の指定に当たっては、その所有者の同意が必要であり、所有者に通知することをもって指定を行うという規定から旧跡を外すという形をとりました。これは第33条を参照していただければと思います。

史跡旧跡名勝天然記念物の指定に関する条文で、旧跡が史跡名勝天然記念物とセットになっていて、これ以後の条文で指定や指定解除に「所有者の同意が必要である」あるいは「現状変更」等の規制がかかります。改正案では第33条第1項で市指定史跡旧跡名勝天然記念物の総称から市指定旧跡を独立させ、第2項以下の条文で、市指定史跡名勝天然記念物と市指定旧跡をそれぞれ別個の扱いとするものとししました。

東久留米市指定史跡と指定名勝、指定天然記念物を「市指定史跡名勝天然記念物」という総称でくくって旧跡のみを独立させ、第2項で史跡名勝天然記念物の指定は第4条の規定を準用するとし、旧跡のみの規定として新たに第3項を設けることとしました。

第34条、指定の「解除」についても、第33条と同様、市指定史跡名勝天然記念物と市指定旧跡を分けて扱う形で修正を行い、新たに設けた第34条第4項は、第27条第3項（無形民俗文化財の指定解除の規定で、「無形民俗文化財指定の解除は、その旨を告示してする。」というもの）、第27条第6項（「無形民俗文化財指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。」という規定）を、指定旧跡について準用することとしました。

第35条の「土地の所在等の異動の届出」、及び第48条と第49条の現状変更に対する刑罰は、史跡名勝天然記念物のみにかかる規定として、旧跡を削除しました。

第36条の修正は、ここで準用している第6条から第8条までと第10条から第13条、第15条、第18条、第19条については、指定文化財所有者の管理義務・管理責任・修理等に関するものであり、第14条は現状変更に関する規定に当たるためこの条文においても旧跡を外し、指定史跡名勝天然記念物のみの規定としました。以上が旧跡の指定に関して見直しを行った部分です。

2点目が、第2条には「この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。」として（1）から（4）までの定義が規定されています。長年にわたる調査の結果、当市の現状に合わないものが含まれているとして（4）の「貝塚、古墳、城跡」は当市にないため削除し、「集落、塚」を追加しました。名勝地については誤字の修正を行っています。

3点目として、「通知してする」「基づいてする」「告示してする」などの文言を「通知して行う」「基づいて行う」「告示して行う」に修正しています。そのほか「および」「または」等を漢字表記に、「とつて」「あつた」を「とって」「あった」に修正する等、文言の表記について修正を行っています。

- 直原教育長 ご質問等がありますか。なければ採決に入ります。「議案第4号 東久留米市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であり、よって、議案第4号は承認することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 「議案第5号 平成27年度東久留米一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第5号 平成27年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。平成28年1月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるため。詳しくは指導室長及び各担当課長から説明します。
- 遠藤教育総務課長 教育総務課が所管する内容から説明します。資料の個別事項1をご覧ください。1点目は「小学校施設の各種点検委託料」に関する補正です。歳入ですが、今年度から「公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金」の補助対象期間が36カ月から60カ月へ延長され、平成23年度に芝生化工事を実施している小山小学校が補助対象となりました。しかし、第十小学校を対象とした校庭芝生維持管理委託の入札を行ったところ契約金額が予

算額よりも低額になったことから、2,000円の減額補正をするものです。歳出については競争入札における契約差金によるものです。続いて、「中学校施設の各種点検委託料」に関する補正ですが、歳入歳出ともに競争入札における契約差金によるものです。個別事項3及び4については、いずれも歳入について、国及び東京都の補助に係る部分の整理をするものです。歳出は競争入札における契約差金によるものです。個別事項5の「中央中学校体育館の大規模改造工事」に関する補正ですが、今年度当初に国からの学校施設環境改善交付金の大规模改造事業の不採択を受け、既に予算の減額をしていますが、このたび国から補正予算に係る学校施設環境改善交付金事業の前倒しの実施の調査依頼があり、本工事案件について国の採択基準に適合するため、歳入・歳出の増額補正を行うとともに繰越明許費の要求を行うものです。

○市澤生涯学習課長 個別事項6の「放課後子供教室推進事業の運営委託」に関する補正です。歳入については放課後子供教室推進事業補助金が確定し、補助率を計算し直したところ39万5,000円の減額となりました。歳出についても、昨年9月から新規に始めた放課後子供教室は当初市内の小学校3校で週二日実施する予定でしたが、学校行事等の関係で事業の実施日数が当初の見込みより減ったこと等により減額するものです。続いて、個別事項7の「青少年センターの耐震補強工事」に関する補正です。青少年センターの耐震補強工事は平成27年度中に実施予定でしたが、入札の結果が不調に終わりました。年度内に工事を完了できる業者を引き続き選定していましたが、12月末までに施工業者を決定できなかったことから、工事の実施に対する入札不調の原因である予算額と見積額との乖離（かいり）を解消しなければならなくなったことにより、工事請負費の増額が必要になりました。また、工事請負費を増額した場合でも工期が3カ月以上かかるため、平成27年度中には事業完了ができない見込みです。そのため、工事請負費及び学校施設環境改善交付金の歳入を繰越明許費として工事を実施する必要があります。なお、今回要求する工事請負費には施設の老朽化に伴う照明機器の更新工事（LED照明化工事）が含まれています。そのLED工事の影響額は170万円で、工事を同時に実施することにより工事費の削減及び閉館期間の短縮を目的としています。青少年センターの耐震補強工事については当初2,540万円で予算計上していましたが1,280万円を増額し、3,820万円として繰越明許するものです。

○岡野図書館長 個別事項8の「庁用備品の購入に関する補正」について説明します。図書館では平成27年度に庁用備品として駅西口、東口及び中央図書館のブックポスト等一式・滝山図書館の郵便箱一式及び中央図書館の書架増設の備品を購入しています。競争入札等により契約差金が生じたので、いずれも減額補正をするものです。

○直原教育長 補正の内容について説明がありましたがいかがでしょうか。

○名取委員 中央中学校の体育館については、結果としては良かったと思います。

○直原教育長 ほかにはよろしいですか。それでは採決に入ります。「議案第5号 平成27年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であり、よって、議案第5号は承認することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に「議案第7号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第7号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成28年1月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるため。詳しくは学務課長から説明します。
- 傳学務課長 この規則は学校医及び学校歯科医、学校薬剤師が公務中に学校において公務災害を被ったときに、それを補償する基礎額等を定める規則を改定するものです。平成26年から市の単価は都の条例に揃（そろ）えています。昨年の12月24日に東京都の条例が改定され単価が改められたことから、市の規則を改定するものです。
- 直原教育長 ご質問等がありますか。
- 名取委員 都の規則の写しが付いていますが、この内容と今回の規則改正の関係について、もう一度説明願います。
- 傳学務課長 議案の2ページ裏の新旧対照表をご覧ください。市の規定による単価の改定になります。添付した㊤は東京都教育委員会から各市町村宛での通知で、「これを参考に各市町村における関係条例との改正等の参考としてください」というものです。突き合わせていただきたいのは東京都通知の㊤中、改正内容（2）における休業補償等の額の算定です。例えば経験年数5年未満が学校医及び学校歯科医においては「7,005円」から「7,023円」に対応するところが新旧対照表の上段、学校医、学校歯科医が5年未満は「7,005円」から「7,023円」と数値を揃えています。以降、学校薬剤師についてもまた経験年数においても東京都の通知と揃えています。
- 名取委員 東京都の通知では介護補償について改定していますが、本市では条例はあるのですか。
- 傳学務課長 本市の条例・規則の中には介護補償の定めはありません。東京都にあって本市にないという理由は、恐らくですが、東京都は都立病院等を所有しているため常勤の医者がいます。本市には市立病院はなく校医のみで、全て非常勤特別職という扱いであることから、過去から介護補償の単価については定めていません。
- 名取委員 要するに、本市には対象となる医者はいないということですね。
- 直原教育長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは採決します。「議案第7号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 全員挙手であり、よって、議案第7号は承認することに決しました。

◎諸報告2

- 直原教育長 諸報告2「「②平成27年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』」結果（各学校分）について」の説明をお願いします。

○富永統括指導主事 本日お配りした資料は2種類あります。「『平成27年度 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について」の市全体の傾向をまとめたA3判3枚と、「『平成27年度 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について」の学校別の個票です。

初めに市全体の傾向をまとめたA3判の資料について説明します。結果についてのⅠは、各小・中学校の各教科のグラフを掲載していますが、既に12月の第16回臨時会で説明しましたので、本日は2枚目の「『平成27年度 東京都児童・生徒の学力を図るための調査』結果についてⅡ」の小学校の平均正答率、市及び都全体の成果と課題が見られた問題例について説明します。「『平成27年度 東京都児童・生徒の学力を図るための調査』結果についてⅡ」では、小学校では左側に平均正答率の一覧表を、右側には成果・課題が見られた具体的な問題を例として示しています。左の例をご覧ください。左上には「平均正答率(%)」を示しています。小学校は全ての教科において東京都の平均正答率を3.2から5.9ポイント下回っています。これを観点別に見たものがその下の表になります。観点別の学習指導要領に関する内容と、東京都が独自に行っている読み解く力の調査です。全てにおいて、小学校の場合は東京都の平均を上回っているものはありません。観点ごとの数値に着目して見ますと、国語については「読む」、社会、理科については「知識・理解」、算数については「思考・判断・表現」の平均正答率が他の観点よりも低く、特に課題が見られます。その下の《読み解く力に関する内容》は、思考力を働かせて解く問題です。算数の「思考・判断・表現」の観点と相通ずる部分があります。全体として東京都の数値を下回っていることから、思考力に課題があると考えています。到達目標値の達成の児童の割合が本市は少ない状況です。いわゆる上位層が少ないのも、この「思考・判断・表現」が弱いことと関連していると推測できます。

続いて、「小学校」の右側をご覧ください。東京都の平均に比べ、各教科の《正答率が高かった問題》と《課題が見られた問題》を掲載しています。それぞれの問題の後ろにある括弧で示しているものはその問題の観点となっています。《課題が見られた問題》では「知識・理解、思考力」に関する問題が多くなっています。このようなことから、小学校においては基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導とともに「思考・判断・表現力」等を伸ばす指導、上位層をさらに伸ばすという両面が課題であると考えています。

次にⅢの中学校をご覧ください。中学校の平均正答率は社会、理科で東京都の平均正答率を上回っています。国語、数学、英語は東京都の平均正答率を下回っています。小学校と同様に、観点別を見ると《学習指導要領に関する内容》では社会、理科、英語の「思考・判断・表現」において、他の観点より課題があると思われます。《読み解く力に関する内容》では国語、数学の「解決する力」、理科の「比較・関連付けて読み取る力」以外で東京都の平均正答率を下回っている状況です。《読み解く力に関する内容》は思考を働かせて解く問題であります。先ほど社会、理科、英語でも申し上げましたとおり、「思考・判断・表現」の部分が課題と申し上げましたが、その課題と相通ずる部分であります。ここからも思考力に課題があるということが出来ます。《読み解く力に関する内容》では難易度が高いことも考えられますが、全体的に平均正答率が低い結果となっています。右側には、先ほどの小学校と同じく東京都の平均正答率と比べ、各教科の《正答率が高かった問題》と《課題が見られた問題》を掲載しています。小学校同様、「知識・理解、思考力」に関する問題が多くな

っています。このようなことから中学校においては基礎的、基本的な内容の確実な定着を図る指導を引き続き取り組んでいきますが、今後は「思考力・判断力・表現力」を伸ばす指導、いわゆる上位層を増やし、さらに伸ばしていくといった指導が課題であると考えられます。

最後に学校の個票をご覧ください。この資料は資料Ⅰで報告しました都の学力調査、東久留米市全体の報告資料を学校ごとに集計したものです。「正答数分布について」は全国学力学習状況調査の個票と同じく学校規模での公表になるため、母数が少ないことによる個人の特定を避けるため、階級を5段階に分けています。5段階でも特定されることが考えられる場合は4段階、3段階で示しています。また、市全体の資料では「正答数分布」の図の中に到達目標値達成児童・生徒の割合や習得目標値未達の児童・生徒の割合等を示していましたが、学校の個票では下の表にまとめて示しています。第16回臨時会から引き続きの説明となりますが、市全体としましては、小学校では習得目標値はクリアをしていない児童の割合が多く、到達目標値に達している児童の割合が少ない状況です。中学校では小学校と比較して、教科書の例題レベルの問題である習得目標値は改善が見られますが、到達目標値、いわゆる東京都が示すここまでというところの部分、いわゆる教科書の練習レベル問題の達成率については、全ての教科において東京都でも割合が低くなっている状況です。しかし、本資料のように学校ごとにまとめ直して見ると、各学校によって異なる成果が出ており、課題が明確になってきます。例えば第一小学校ですが、理科については習得目標値未達の児童が0.0ということではありませんが、到達目標値に達している児童が東京都の平均よりも15.2ポイント低くなっています。このことから第一小学校においては、理科について中間層の引き上げが今後の課題であるという分析ができます。

次に、久留米中学校の資料をご覧ください。習得目標値未達の生徒の割合ですが、国語と社会においては東京都の割合を下回っています。数学、理科、英語においては東京都の割合を上回っています。このことから、久留米中学校では数学、理科、英語においては基礎基本の指導の一層の充実が今後の課題として分析できることが分かります。現在、各校では、児童・生徒の学力向上を図るための調査の学校ごとの結果についての分析や到達割合等の結果を分析し、その分析を踏まえた取り組みを計画し、公表の準備をして進めています。

本日の教育委員会への報告後、学力調査の結果とそれを踏まえて改訂した授業改善推進プランを、学校だよりと学校のホームページに掲載し公表していきます。

- 直原教育長 学力調査の学校ごとの集計がまとまりましたので、その特徴等について説明がありました。いかがでしょうか。
- 尾関委員 学校ごとのホームページで公表するということですが、ある学校のホームページを見たら、学校ごとの結果がいきなり見られるような形での公表はしないということですね。
- 加納指導室長 そうです。市のホームページには全学校分を掲載しますが、各学校についてはその学校のみを掲載します。第一小学校であれば第一小学校の結果のみです。
- 名取委員 先ずは詳細に分析してもらっていることにお礼を申し上げます。この後のフォローアップが大事だと思います。結果を急ぐわけではありませんが、ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。
- 直原教育長 ほかにはよろしいでしょうか。次に「③平成28年『成人の日つどい』について（報告）」の説明をお願いします。
- 市澤生涯学習課長 平成28年1月11日、生涯学習センターホールで開催しました「成人

の日のつどい」について報告します。教育委員の皆様にはお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。参加者数について報告します。式典1回目は久留米中学校、西中学校、南中学校の卒業生になりますが合計380人、男性188人、女性192人、参加率が60.7%でした。2回目は東中学校、大門中学校、下里中学校、中央中学校であり、参加者数は1回目と同じ380人でした。男性206人、女性174人で、参加率は65.6%でした。総合計ですが対象者1,205人中760人が参加しましたので63.1%の参加率です。昨年は1,200人中785人が参加し、65.4%でした。1回目、2回目とも順調に内部の式典は終了しています。午後の2回目には、会場外に近隣市の新成人が押し寄せるといったことがありました。田無警察署が屋外警備をされていましたので対応してもらいました。傷害事件等はありませんが、来年は開催時間等について改めて検討していきたいと考えています。全体としては無事に開催することができたと考えていますが課題も残っているので、来年に反映させていただくよう文化協会等と調整していきたいと考えています。

○直原教育長 何かご意見はありますか。

○名取委員 開催時間について伺います。今年は会の終了後に恩師の方々としばらく歓談できる時間を設けられ、それが評判良かったと聞いています。

○市澤生涯学習課長 昨年からやってはいたのですが、広報の仕方が十分ではなく、館内のどこに先生がいるのか分からなくなっていました。今年は放送を流して広報しました。来年も行う予定ではありますが、どういう形でやるかが今後の課題だと思います。

○直原教育長 この件は以上で終わります。そのほかに報告事項はありますか。

○細田委員 1月13日に文部科学省で開催された、「平成27年度市町村教育委員会研究協議会」に出席しました。この会は新人の教育委員会委員や事務局職員等を対象に開催されたもので、午後1時過ぎから5時30分ごろまでと長時間に及びました。開会の挨拶は初等中等教育局の小松局長がされ、その後、初等中等教育の改善に係る今後の方向性ということで、初等中等教育企画課の串田課長がお話になりました。続いて講演があり、講師は横浜市教育委員会の今田教育委員でした。教育委員や市町村教育委員会事務局等の教育に携わる方たちは時間があればできるだけ学校に顔を出したほうが良い。子どもたちの様子を実際に見て、校長や教員たちと話をしたほうが良いという内容の講演でした。次に、六つの研究分科会に分かれました。第1分科会のテーマは新教育委員会制度について、第2分科会はチーム学校について、第3分科会はいじめ対策について、第4分科会は小中一貫教育について、第5分科会は職業教育について、第6分科会は地域と学校の連携協働についてでした。私は第32文化会に出席しましたが、主だった内容は四つありました。やはりLINEの問題が非常に多く出ました。素晴らしいと思ったのは、生徒たちが率先して「LINEをやるのは午後7時までにして」と、教員や親が決めるのではなく、生徒たちが自主的に決めた事例が発表されたことです。次に、いじめと暴力についてですが、熊本市の教育委員が熊本市立中学校の事例を発表されました。いじめや暴力がどうしても減らないので、学校近隣の方々の協力を得て、登下校の時に生徒に自主的に挨拶をしていただきたいというお願いをしたところ生徒たちも徐々に挨拶するようになり、それが、学校のいじめや暴力の減少につながり、なんと10分の1に減ったというのです。その地は観光地ということもあり、観光客から「この中学生は本当に礼儀正しいですね」と言われたという話がありました。また、学校の備品を壊す生徒がいる事例が発表されました。他の生徒に暴力は振るわないが、校舎の窓ガラス

でも何でも壊してしまう生徒がいるそうです。その生徒については30日間の停止処分としたそうです。しかし、その30日間もの間通学しないとその子どもの勉強が遅れてしまうということで、教職の免許を持っている市の職員が自宅に通い勉強を教えたそうです。その後、学校へ来るようになり、しばらくは良い方向に向いていたが、悪い兆候も出てきたので、保護観察の措置を取らなければならないだろうという状況にあることを話されました。最後に、渋谷区の小児科医の話がありました。「60、70、80歳の大人であってもいじめはある。なので、子どもたちだけのいじめを簡単になくすというのは不可能でしょう。いじめている人の見方をするわけではないが、子どもたち自身の心がもっと強くなっていくような教育も必要なのではないか」という話がありました。出席した印象ですが、本市よりも数倍状況が大変な自治体があるのだということがよく分かりましたし、そういう大変な事態が起こらないような教育委員として努めていかなくてはならないという気持ちになりました。

○尾関委員 1月15日に、「東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会」に出席しましたのでその報告をします。本年度と来年度の事業計画について決めましたが、28年度は本市がブロックの世話役になりますが、「代表世話人」ではないので特に何かを担うことはないだろうということです。なお、あきる野市の教育委員から「フリースクールについて各教育委員会で議論してもらいたい」という意見が出されました。研修会も開催されまして、「初等中等教育における諸課題」ということで文部科学省教育財政室長から話があり、財務省との闘いがあつたが教職員の減員は何とかクリアできたこと、各教育委員会を通して必要な予算要求を出してほしいという内容でした。最後に、「教育委員会は重要なので、これから教育委員の報酬も上げてもらいます」と発言されていました。どうなるでしょうか…。

○直原教育長 以上で、平成28年第1回臨時会を終了します。

(閉会 午後零時36分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成28年1月26日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 細川 雅代 (自 署)